

完全週休2日制工事実施要領 新旧対照表

新	旧
完全週休2日制工事実施要領	完全週休2日制工事実施要領
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市整備局の発注工事で、<u>令和2年</u>4月1日以降に新規に契約する次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上)</p> <p>第7条 完全週休2日制工事の取り組みを推進するため、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。<u>ただし、下水道用設計標準歩掛表を適用する下水道機械・電気設備工事については経費の補正は行わない。</u></p> <p>(1) 完全週休2日制工事の実施工事のうち、港湾・漁港工事（諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事をいう。以下同じ。）以外の工事については、次により補正を行うものとする（別紙1参照）。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 補正率</p> <p>それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補正の対象としないものとする。また、現場作業を伴わない工場製作に係る費用についても、補正の対象としないものとする。</p> <p>(イ) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費（賃料） 1.04 ・共通仮設費率 1.04 ・現場管理費率 <u>1.06</u> <p>(ロ) 4週7休以上4週8休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費（賃料） 1.03 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.04 	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は都市整備局の発注工事で、<u>平成31年</u>4月1日以降に新規に契約する次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(週休2日の取得に要する費用の計上)</p> <p>第7条 完全週休2日制工事の取り組みを推進するため、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事の実施工事のうち、港湾・漁港工事（諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事をいう。以下同じ。）以外の工事については、次により補正を行うものとする（別紙1参照）。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 補正率</p> <p>それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価については、補正の対象としないものとする。また、現場作業を伴わない工場製作に係る費用についても、補正の対象としないものとする。</p> <p>(イ) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費（賃料） 1.04 ・共通仮設費率 1.04 ・現場管理費率 <u>1.05</u> <p>(ロ) 4週7休以上4週8休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費（賃料） 1.03 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.04

新	旧
<p>(ハ) 4週6休以上4週7休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01 ・共通仮設費率 <u>1.02</u> ・現場管理費率 <u>1.03</u> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (適用日)</p> <p>1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 (発注者指定型に関する経過措置)</p> <p>2 要領第2条に規定する対象工事のうち、平成30年10月1日より前の単価を適用し、改正前の要領第7条の規定による補正(以下「旧補正」という。)を行っている工事の要領第7条の取扱いは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 休工状況の確認により4週8休以上の達成が認められた場合 旧補正を要領第7条の規定に基づく補正に変更し、変更契約するものとする。</p> <p>(2) 休工状況の確認により4週8休に満たない場合 旧補正分を減額し、変更契約するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別紙1～別紙3 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>	<p>(ハ) 4週6休以上4週7休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01 ・共通仮設費率 <u>1.01</u> ・現場管理費率 <u>1.02</u> <p>ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (適用日)</p> <p>1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。 (発注者指定型に関する経過措置)</p> <p>2 要領第2条に規定する対象工事のうち、平成30年10月1日より前の単価を適用し、改正前の要領第7条の規定による補正(以下「旧補正」という。)を行っている工事の要領第7条の取扱いは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 休工状況の確認により4週8休以上の達成が認められた場合 旧補正を要領第7条の規定に基づく補正に変更し、変更契約するものとする。</p> <p>(2) 休工状況の確認により4週8休に満たない場合 旧補正分を減額し、変更契約するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>別紙1～別紙3 (略)</p> <p>様式1 (略)</p>